

健生食輸発0210第3号
令和7年2月10日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

オーストラリア産牛肉（内臓を含む。）の取扱いについて

今般、輸入時のモニタリング検査において、下記施設の処理したオーストラリア産牛肉から腸管出血性大腸菌O26が検出されたことから、当該施設で処理されたオーストラリア産牛肉（内臓を含む。）の輸入届出がなされた場合には、輸入の都度、貨物保留の上、輸入者に対し腸管出血性大腸菌O26に係る自主検査を実施するよう指導方お願いします。

記

JBS AUSTRALIA PTY LTD. (EST 517)
RIVERINA BEEF (EST 517)